

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク

行動計画書

Sobo, Katamuki and Okue Biosphere Reserve

Action Plan

2023－2026



2 0 2 3 年 4 月

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会

Sobo, Katamuki and Okue Biosphere Reserve Council

表紙の絵は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのロゴマークを公募した際、「小中学生の部」で県知事賞に選ばれた作品です。

左 大分県知事賞

宮崎県西臼杵郡日之影町立日之影中学校 1年 甲斐 心土さんの作品

右 宮崎県知事賞

宮崎県西臼杵郡高千穂町立田原中学校 3年 内倉 結那さんの作品

※いずれも受賞当時（2017年度）の学年です。

目 次

1	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク行動計画書の位置づけ	1
2	計画期間	1
3	管理運営計画書に掲げた基本方針及び今後4年間の具体的な取組	2
4	今後4年間の具体的な取組一覧	10



祖母山



傾 山



大崩山（湧塚）

1 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク行動計画書の位置づけ

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク行動計画書（以下「行動計画書」という。）は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が策定した祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク管理運営計画書（2017年9月9日発効）（以下「管理運営計画書」という。）に掲げた基本方針及び取組の方向性に基づく具体的な取組や実施時期を示すものである。

2 計画期間

2023年4月1日から2027年3月31日までの4年間とする。ただし、必要に応じて計画期間中に見直しを行うことがある。



第1回祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会（2017.9.9）



高千穂峡



ウバタケギボウシ



ニホンカモシカ



御嶽神楽

3 管理運営計画書に掲げた基本方針及び今後4年間の具体的な取組

ユネスコエコパークが目指す人と自然の共生のあるべき姿は「自然環境の保護と持続可能な利活用の両立」である。大分県佐伯市、竹田市、豊後大野市、宮崎県延岡市、高千穂町、日之影町の2県6市町にまたがる祖母・傾・大崩山系及びその周辺地域は、人々の自然への深い畏敬の念に支えられ、自然環境の保護と利活用が相反することなく、両立しながら持続可能な形で継続され、経済と社会の発展を遂げてきた。

そのため、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、「尖峰と溪谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ～自然への畏敬をこめて～」を活動理念とし、ユネスコエコパークの理念に沿った形で続けられてきた人々の営みを、時代の変化にとらわれない持続的なものとし、豊かな森、水、生き物などの自然環境を、自然への畏敬の念とともに次世代にしっかりと継承していくことを目指している。

これを達成するためには、地域住民や関係機関などが一体となり、ユネスコエコパークに求められる3つの機能を最大限に発揮していくことが必要不可欠であることから、これらの機能に応じた3つの基本方針を設定し、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークとしての取組を推進していくこととする。

活動理念

尖峰と溪谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ
～自然への畏敬をこめて～

【ユネスコエコパークに求められる3つの機能】

- 1 保存機能 — 景観、生態系、種及び遺伝的多様性の保全に寄与する
- 2 学術的研究支援 — 地域レベル、国レベル、世界レベルでの保全や持続可能な発展に関係する広報活動、環境教育・研修、調査研究、モニタリング活動を支援する
- 3 経済と社会の発展 — 社会文化的にも生態学的にも持続可能な、経済及び人間の暮らしにおける発展を助長している

- 基本方針1 貴重な生態系の持続的な保全を図る
- 基本方針2 学術的研究や調査・研修への支援を図る
- 基本方針3 自然と共生した持続可能な発展を図る

(1) 【基本方針1】 貴重な生態系の持続的な保全

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークは、日本列島の幅広い植生と豊かな動植物相をもつ、極めて多様な生物種の宝庫である。

本地域では、祖母傾山系の急峻な山岳地形や、地史が生み出した複雑な地質・地形に加え、地域住民の山や自然に対する信仰や畏敬の念が要因となり、奥山地域の原生的自然環境が守られてきた。

また、複雑な地形の制約により様々な土地利用形態が生まれるとともに、地域住民の高い自然環境保全意識のもと、住民主体の自然保護活動が活発に行われてきた結果、原生的自然環境が残された核心地域、緩衝地域に限らず、人々が生活する移行地域にも貴重な種が生育・生息する生物多様性の高いスポットが広範囲に分布していることが特徴である。

これらの貴重な生態系を持続的に保全していくには、法的・制度的保護をしっかりと行いつつ、継続的な調査研究活動によって得られた知見をもとに、保護・保全の体制を充実していくことが必要である。

また、地域住民全体に自然環境保全や生物多様性の重要性が理解されるよう、地域住民主体による保護・保全活動の一層の推進が必要である。

そのため、以下の2点を中心に取り組んでいく。

① 調査研究の推進による保全機能の充実

祖母傾地域では、在野の研究者・調査研究団体による緻密な調査研究活動が長期にわたり継続的に行われてきた。祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、その成果を活用しつつ、引き続き調査研究活動を継続的に行い、学術的知見を蓄積・共有していくための祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会（以下、「学術委員会」という。）を設置している。

今後は、これまで行ってきたモニタリング調査やレッドデータブック、レッドリスト作成、条例等に基づく保護・保全活動を継続するとともに、学術委員会を中心に組織的な調査研究を行い、成果として得られた知見をもとに、法令による保護措置の実施や適切な保全活動等、自然環境の保護、保全の充実につなげていく。

また、このような活動を通じて、大学等の学識経験者や在野研究者との連携を一層深めていく。

【今後4年間の具体的な取組】

- ・ 核心地域（森林生態系保護地域内）及び緩衝地域の定期的なモニタリング調査及び国有林の適切な保全・管理
- ・ ニホンジカによる影響の軽減策を検討
- ・ 祖母傾国立公園地域の学術調査（データの更新）
- ・ ユネスコエコパークエリアにおける自然環境調査活動（移行地域含む）の実施

- ・ 核心地域・緩衝地域の面積を全体の10%以上に拡大するための関係者との調整
- ・ 調査研究の成果に基づき、法令による希少種等の保護措置の実施や適切な保全活動の検討

(活動例)

- ・ ユネスコエコパークエリア内の自然環境調査を実施〈市町実施¹⁾〉。
[毎年実施予定²⁾]
- ・ ニホンカモシカの絶滅回避に向けて調査や保護策の検討〈協議会、県実施〉
[毎年実施]

② 地域住民主体の保全活動の推進

このエリアでは、二次的な自然環境にある貴重な生態系を住民の手によって保護する取組が各地で行われているほか、神楽等の自然への畏敬を背景に持つ伝統的な文化が継承されており、地域住民の一人ひとりに、自然の恵みに感謝し、核心地域を含めた貴重な自然を大切にす意識が深く根付いている。

ユネスコエコパークとして国際的に認証されたことは、地域住民がこの地域の価値を再認識する上で極めて大きな効果を持ち、郷土への愛着、誇りが一層増し、これまでの取組への自信にもつながっている。

今後は、調査研究の成果も活用しながら、地域住民への普及啓発を継続、充実させるとともに、自然環境保全活動を行う住民組織の活性化や次世代育成への支援により、地域住民が主体となった環境保全の取組を推進していく。

【今後4年間の取組】

- ・ 登山者等による環境負荷を軽減するための環境整備（道標、案内板、トイレ等の適正な整備、点検）

¹⁾ 実施主体は、各主体が責任を持って取り組むよう、次の考え方により整理している。複数の実施主体が記載されている場合は、各々が単独で、又は連携して取り組む。

- ・ 協議会：2県6市町が統一して取り組むべきことや、協議会で実施した方が効率的・効果的なこと
- ・ 九州森林管理局：国有林のモニタリング調査など、九州森林管理局が継続的に実施していること
- ・ 森林管理署：有害鳥獣対策など、森林管理署が実施していること
- ・ 県：各県内の広域的な取組や、市町に対する支援など、県単独で実施すること
- ・ 市・町：各市町が各々取り組むべきことや、単独で取り組むことができること

²⁾ 実施時期は、次の考え方により整理している。

- ・ ～〇〇年度：今後4年間のうち、すぐに取り組むべき取組で、〇〇年度までに実施を完了する取組
- ・ 毎年：毎年必ず実施する取組
- ・ 随時：4年間のうち、1回以上実施する取組

- ・ユネスコエコパークエリアへの立ち入り、利用に関する普及啓発活動
- ・住民活動団体への支援、活動活発化に向けた気運醸成、地域住民への活動内容等普及啓発
- ・ユネスコエコパークエリア内の住民活動団体のネットワーク化の促進と活用

(活動例)

- ・協議会で作成した「安全山歩きの手引き」を活用し、山開きなどを通じて安全な登山と希少な自然の保護等を呼びかけ。

[毎年実施]

- ・ユネスコエコパークに関する活動を行う住民団体相互の情報交換会を開催〈協議会実施〉し、活動の推進に役立てる。

[毎年実施予定]

(2)【基本方針2】 学術的研究や調査・研修への支援

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの学術調査研究に係る特徴は、在野の研究者・調査研究団体による緻密な調査研究活動や環境教育活動が長期にわたって持続的に行われていることにある。これらの研究成果を活用しつつ、学術的研究支援の機能を十分に発揮させるため、持続的な学術研究体制を構築し、研究活動の成果を蓄積するとともに、社会に還元していくこととする。

また、住民が主体となった環境教育活動が熱心に行われている地域であることから、このような団体や地域内の学校と連携し、地域住民や次世代を担う子どもたちへの自然と調和の取れた「持続可能な開発のための教育（ESD）³」を推進していく。

このエリアは、住民の高い自然環境保全意識のもと、移行地域内にも極めて貴重な自然環境が保護されていることや、過疎高齢化の中にあっても自然環境の保全と利活用が持続可能な形で継続されていることなどが特徴であり、国内外のモデルにもなり得る。今後、国内外の課題解決に貢献するため、これらの取組について情報発信していく。

① 学術研究体制の構築による調査研究の推進

祖母傾地域でこれまで行われてきた在野の研究者・調査研究団体等による研究成果を活用しつつ、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの学術的知見をさらに蓄

³ 「ESDはEducation for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。今、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。つまり、ESDは持続可能な社会の創り手を育む教育です。」

【出典：文部科学省ホームページ】

積・活用していくため、学術的支援組織として、大学等の学識経験者及び在野研究者からなる学術委員会を設置している。

この学術委員会の企画・支援のもと、広域・多分野に渡る調査研究活動を継続的に行うための調査研究基本計画を策定した。調査研究団体等と連携した調査研究を行い、報告書の作成やシンポジウム開催等により、研究成果の蓄積、社会への還元を図っていく。

また、これらの活動を通じて、エリア内の各調査研究団体の連携を引き続き進め、学術調査研究における次世代育成や研究活動の活性化にも貢献していく。

さらに、研究者等が充実した調査研究活動が行えるよう、既存の宿泊研修施設等を活用し、フィールドワーク等の拠点となる支援施設として整備を進めている。この施設は、研究者との協働による自然観察会の開催等、次世代育成や地域住民への普及啓発の場としても活用していく。

【今後4年間の取組】

- ・(再掲)ユネスコエコパークエリアにおける自然環境調査活動(移行地域含む)の実施
- ・既存研修施設を調査活動支援施設として活用
- ・大学や高等学校等と連携した調査研究の推進
- ・ユネスコエコパークエリア内で実施された各種調査研究結果の収集、整理

(活動例)

- ・移行・緩衝地域において、生物多様性が高い地域における調査研究計画を公募し、その活動に対し助成を行い〈協議会実施〉、調査研究の促進を図るとともに、地域における自然環境保護の気運の醸成や人材の育成を図る。

[2026年度まで助成事業を実施予定]

② 地域との連携による「持続可能な開発のための教育(E S D)」の推進

このエリアでは、学校教育においても、地域の特色を活かし、自然環境の調査や保全の活動、民俗芸能の伝承等、E S Dにつながる活動が積極的に行われている。また、E S D実践のモデル校として期待される「ユネスコスクール」の登録を目指す学校もある。

今後は、このような教育プログラムにおけるE S Dを充実させるとともに、そのモデルとなるユネスコスクール登録校の増加に向けて取り組んでいく。

さらに次世代育成や住民への普及啓発活動において、環境教育や民俗芸能の伝承等、民間レベルでE S Dを実践している活動団体との連携を進めていく。

【今後4年間の取組】

- ・自然や伝統・文化を受け継ぐ次世代の育成事業を実施
- ・教育委員会と連携し、子どもたちへユネスコエコパークの理念を浸透
- ・6市町間の子どもたちの交流促進
- ・ユネスコエコパークエリア内の学校のユネスコスクール登録推進

- ・地域住民を対象とする学習会等の普及啓発活動や自然に親しむ場・機会の形成

(活動例)

- ・協議会で制作した子ども向けユネスコエコパーク解説冊子を6市町の小学4年生に配布し、子どもたちにユネスコエコパークの浸透を図る。〈協議会実施〉

[毎年実施]

③ 国内外の課題解決のモデルとしての貢献

協議会では、ウェブサイトやソーシャルネットワークシステム（SNS）により、ユネスコエコパークの普及啓発や、協議会での活動、祖母・傾・大崩地域に関する情報発信等を行っている。

今後は、ウェブサイト及びSNSの内容をより充実させていくとともに、定期的なシンポジウム等の開催や学術調査報告書の作成等により、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの価値や活動を地域内外にしっかりと情報発信していく。

【今後4年間の取組】

- ・ウェブメディアやパンフレット等情報発信ツールを活用し、2県6市町が連携した祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの理念や取組等の国内外への情報発信
- ・(再掲) 地域住民を対象とする学習会等の普及啓発活動や自然に親しむ場・機会の形成
- ・他のユネスコエコパーク及びユネスコジオパーク・日本ジオパークとの交流
- ・道の駅や既存施設等を活用した情報発信機能の強化

(活動例)

- ・インスタグラムへの積極的な投稿による情報発信〈協議会実施〉

[2023年度実施予定]

- ・既存施設の拠点的な活用〈各市町実施〉による情報発信機能の強化

[毎年実施]

(3) 【基本方針3】 自然と共生した持続可能な発展

このエリアには、先人たちの持続可能な利活用によって守られた豊かな森林、河川や水田などの清らかな水環境があり、そこに多種多様な生きものが生息している。現在も、この地域は、「人と自然の共生」をテーマにまちづくりを進め、住民自ら自然環境保全活動を積極的に行いながら、持続可能な形で産業を発展させている。

20世紀半ば以降、社会・産業構造は大きく変化したが、近年では、自然の価値を再評価する動きや、「持続可能な開発目標（SDGs⁴）」の普及など、人々の間で自然環境の保全と利用の両立への機運が高まっている。今後は、このような時代の潮流を先んじてとらえ、時代に即し、時代が求める利活用を進めるとともに、地域の発

展を支える次世代の担い手をしっかりと確保、育成する取組を行い、持続可能な発展を遂げていく必要がある。

そのため、以下の2点を中心に取り組んでいく。

① 時代に即した自然環境の持続的利活用による地域の発展

このエリアは、近年の都市住民を中心とする自然回帰の傾向をいち早くとらえ、伝統的なくらしを時代に即した形へと変化させながら、持続可能な発展を遂げてきた地域である。

今後も、生物多様性などの公益的機能を重視した農林業、自然体験や自然の持つ癒やし効果を軸とするツーリズムの振興、適切な規模の再生可能エネルギーの利用促進など、地域資源から新たな価値を創造し、時代が求める形で発展させていく。

また、適正生息数を超えたニホンジカ等の野生鳥獣による農林業や自然植生等への被害対策として、捕獲等による適正生息数への誘導や、ワイヤーメッシュ、防護柵・電気柵等を設置して森林植生を保全・再生する従来の取組に加え、地域内の関係機関で連携して情報交換を行い、対策を一層強化して行く。

【今後4年間の取組】

- ・ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの統一グッズ等の制作・活用による地域内への普及啓発や地域外への情報発信
- ・ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランドの形成・活用に係る調査研究及びブランド商品の開発支援、販売促進支援
- ・ (再掲) ユネスコエコパークエリア内の住民活動団体のネットワーク化の促進と活用
- ・ 登山道の点検、案内板の整備等による登山等を目的とした来訪者に対する受入環境の整備
- ・ ユネスコエコパークエリアの案内人育成等による自然と共生したツーリズムの展開
- ・ ユネスコエコパークの推進へ、理念に共感する企業等との連携を図る
- ・ 市町ごとの各種イベントと連携したユネスコエコパークの情報発信
- ・ 有害鳥獣対策の推進
- ・ ニホンジカによる影響の軽減策を検討(再掲)

⁴ 「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。」

【出典：外務省ホームページ】

- ・小規模水力発電施設等、再生可能エネルギー利用の推進
- ・住民活動団体等が行う地域活性化の取組に対する支援

(活動例)

- ・祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリア内で自然環境に配慮して栽培された農産品等のブランド認証を促進〈協議会実施〉
[毎年実施予定]
- ・エリア内の山岳のグレーディング（難易度の格付け）〈協議会実施〉
[2023年度実施予定]
- ・エリア内の案内人について、ユネスコエコパークの理念や自然、歴史等に関するガイド技術の向上を支援し、ネットワーク化を推進〈協議会実施〉
[2023年度から実施予定]

② 次世代の担い手の確保、育成

このエリアでは、さまざまな住民団体により、子どもたちを交え、自然環境の調査活動や保全活動のほか、自然への畏敬の念を継承し、地域住民の結束や地域のアイデンティティの象徴にもなっている民俗芸能の伝承活動が熱心に行われている。

また、過疎・高齢化が進む中、積極的な移住定住施策や新規就農者の育成等によって、地域の発展を支える人材を地域外から呼び込んでいる。

郷土の歴史や文化に自信と誇りを持ち、自然の保護と持続可能な利活用に関する知識を備えた人材を育成していくため、次世代を担う子どもたちを対象に、郷土について学ぶ機会の充実を図るとともに、民俗芸能の伝承や保存活動への支援を行う。

また、地域住民からなる自然環境調査団体と連携し、環境教育活動を一層発展させていく。さらに、国際的な視野を持つ人材の育成に向けて、ユネスコエコパークの国際的なネットワークの活用を図っていく。

加えて、関係人口として地域外からの人材を積極的に受け入れ、地域の自然的、文化的価値の再発見に地域外からの視点を取り入れるとともに、基幹産業である農林業の振興、新たな産業の創出等を担う人材として活用していく。

【今後4年間の取組】

- ・伝統芸能・祭礼等の継承支援の継続
- ・自然体験学習等による郷土の自然や文化を学ぶ機会の充実
- ・関係人口創出や移住促進へ向けた情報発信へのユネスコエコパークの積極的活用

(活動例)

- ・子どもたちや指導者を対象にした自然体験活動や伝統芸能の継承活動等を支援〈協議会、市町実施〉
[毎年実施予定]

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの今後4年間の取組一覧

「ユネスコエコパーク管理運営計画」記載内容				今後4年間の行動計画の方向性	事業内容	実施主体	実施時期
基本方針	取組の方向性	目的(目標)	内容				
I 貴重な生態系の持続的な保全	1 調査研究の推進による保全機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な調査研究、研究成果の蓄積、地域への還元 ・上記で得られた知見をもとに、自然環境の保護、保全の充実を図る 	(1)持続的な現状把握(モニタリング)と保護措置の検討、実施	①自然環境の定期的なモニタリング、ニホンジカの個体数管理、学術的価値の解明(主に核心・緩衝地域)	核心地域(森林生態系保護地域内)及び緩衝地域の定期的なモニタリング調査及び国有林の適切な保全・管理	九州森林管理局	随時
				ニホンジカによる影響の軽減策を検討	九州森林管理局、県	毎年	
				祖母傾国定公園地域の学術調査(データの更新)	県	随時	
				②自然環境のモニタリング、学術的価値の解明(主に移行地域)	ユネスコエコパークエリアにおける自然環境調査活動(移行地域含む)の実施	協議会	毎年
					市・町	随時	
	③調査研究の成果に基づき保護措置等の検討	調査研究の成果に基づき、法令による希少種等の保護措置の実施や適切な保全活動の検討	協議会 県	毎年			
			市・町	随時			
	2 地域住民主体の保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の成果を活用しながら、地域住民への普及啓発を継続、充実させ、地域住民が主体となった環境保全活動を推進していく 	(1)住民が主体となった自然環境保全活動の推進	①希少動植物の保護保全への取組	登山者等による環境負荷を軽減するための環境整備(道標、案内板、トイレ等の適正な整備、点検)	市・町、県	随時
					ユネスコエコパークエリアへの立ち入り、利用に関する普及啓発活動	協議会	毎年
					②住民主体のユネスコエコパーク活動の推進	住民活動団体への支援、活動活発化に向けた気運醸成、地域住民への活動内容等普及啓発	市・町
ユネスコエコパークエリア内の住民活動団体のネットワーク化等の促進と活用						協議会	毎年
						(2)核心地域・緩衝地域の面積割合の再検討	①核心地域・緩衝地域の面積を全体の10%以上に拡大するための再検討、関係者との調整

「ユネスコエコパーク管理運営計画」記載内容				今後4年間の行動計画の方向性	事業内容	実施主体	実施時期
基本方針	取組の方向性	目的(目標)	内容				
II 学術的研究や調査・研修への支援(1/2)	1 学術研究体制の構築による調査研究の推進	・学術委員会の設置を通じて、学術調査研究の企画・支援のほか、学術調査研究を通じた次世代育成や調査研究団体の活性化にも貢献していく	(1)ユネスコエコパークエリア内の調査研究活動の活性化促進	①ユネスコエコパークエリア内調査研究活動の誘引	【再掲】ユネスコエコパークエリアにおける自然環境調査活動(移行地域含む)の実施	協議会	毎年
				②ユネスコエコパークエリア内の学術調査研究を支援する体制の構築	既存研修施設を調査活動支援施設として活用	市・町	随時
					大学や高等学校等と連携した調査研究の推進	協議会 市・町	随時
				③各種学術調査の情報収集、整理	ユネスコエコパークエリア内で実施された各種調査研究結果の収集、整理	協議会	毎年
	2 地域との連携によるESDの推進	・地域団体等の連携強化及び地域住民の研究への参加、協力、支援を促進し、自然環境への関心を高めるとともに、ESDと地域の自然環境を絡めた環境教育活動の推進や生物多様性を理解し、その保全に向けて活動する人材の育成に努めていく ・学校教育におけるESDを推進するとともに、ユネスコスクールの登録校増加を目指す ・民間レベルでESDを実践している団体との連携を進める	(1)学校教育や地域住民との連携によるESDの推進	①自然や伝統・文化に学び、親しむ次世代の育成	自然や伝統・文化を受け継ぐ次世代の育成事業を実施	協議会	毎年
						市・町	随時
					教育委員会と連携し、子どもたちへユネスコエコパークの理念を浸透	協議会	毎年
						市・町	随時
					6市町間の子どもの交流促進	協議会 市・町	毎年
					ユネスコエコパークエリア内の学校のユネスコスクール登録推進	市・町	随時
②地域住民への浸透、理解の促進	地域住民を対象とする学習会等の普及啓発活動や自然に親しむ場・機会の形成			協議会	毎年		
				市・町	随時		

「ユネスコエコパーク管理運営計画」記載内容				今後4年間の行動計画の方向性	事業内容	実施主体	実施時期
基本方針	取組の方向性	目的(目標)	内容				
II 学術的研究や調査・研修への支援(2/2)	3 国内外の課題解決のモデルとしての貢献	・ウェブサイト内容の充実や、定期的なシンポジウム等の開催、学術調査報告書の作成等により、しっかりと情報発信していく	(1)「生態系の保全と持続可能な利活用の調和」に関する国内外への情報提供	①祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの戦略的な情報発信	ウェブメディアやパンフレット等情報発信ツールを活用し、2県6市町が連携した祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの理念や取組等の国内外への情報発信	協議会 市・町、県	毎年
					(再掲)地域住民を対象とする学習会等の普及啓発活動や自然に親しむ場・機会の形成	協議会	毎年
					他のユネスコエコパーク及びユネスコジオパーク・日本ジオパークとの交流	協議会 市・町、県	毎年
				②既存施設を活用したビジターセンター機能の整備	道の駅や既存施設等を活用した情報発信機能の強化	市・町	毎年

「ユネスコエコパーク管理運営計画」記載内容				今後4年間の行動計画の方向性	事業内容	実施主体	実施時期
基本方針	取組の方向性	目的(目標)	内容				
Ⅲ 自然と共生した持続可能な発展(1/2)	1 時代に即した自然環境の持続的利活用による地域の発展	・生物多様性などの公益的機能を重視した農林業の振興、自然体験等を軸とするツーリズムの振興、再生可能エネルギーの利用促進など、地域資源の持続的な利活用を図る ・野生鳥獣による農林業や自然植生等への被害対策を推進する	(1) 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのブランドイメージの形成、認知度の向上	①統一したブランドイメージの形成、発信	祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの統一グッズ等の制作・活用による地域内への普及啓発や地域外への情報発信	協議会 市・町	毎年
			(2) ユネスコエコパークの枠組み(6市町連携)やブランドネームを活用した地域活性化	①祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランドの形成・活用	祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランドの形成・活用に係る調査研究及びブランド商品の開発支援、販売促進支援	協議会	毎年
				(再掲)ユネスコエコパークエリア内の住民活動団体のネットワーク化の促進と活用	協議会	毎年	
				②自然と共生するアウトドアレジャー環境の整備	登山道の点検、案内板の整備等による登山等を目的とした来訪者に対する受入環境の整備	協議会 市・町、県	随時
				③自然と共生する新たなツーリズムの展開	ユネスコエコパークエリアの案内人育成等による自然と共生したツーリズムの展開	協議会 市・町、県	毎年
			ユネスコエコパークの推進へ、理念に共感する企業等との連携を図る		協議会 市・町、県	随時	
				④ユネスコエコパーク地域が連携した地域振興イベントの開催	市町ごとの各種イベントと連携したユネスコエコパークの情報発信	市・町	毎年
				⑤生物多様性などの公益的機能を重視した農林業の振興や再生可能エネルギーの利用促進	有害鳥獣対策の推進	九州森林管理局 県、市・町	毎年
			(再掲)ニホンジカによる影響の軽減策を検討		九州森林管理局 県	毎年	
			小規模水力発電施設等、再生可能エネルギー利用の推進		市・町	毎年	
				⑥地域住民が行う活動の促進	住民活動団体等が行う地域活性化の取組に対する支援	市・町	随時

「ユネスコエコパーク管理運営計画」記載内容				今後4年間の行動計画の方向性	事業内容	実施主体	実施時期
基本方針	取組の方向性	目的(目標)	内容				
Ⅲ 自然と共生した持続可能な発展 (2 / 2)	2 次世代の担い手の確保、育成	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年を中心に郷土を学ぶ教育機会や環境教育の充実を図る ・国際的な視野を持つ人材の育成に向けて、BRの国際的なネットワークを活用していく ・地域外からの人材を積極的に受け入れ、地域の自然的・文化的価値の再発見の視点を取り入れるとともに、基幹産業の振興、新たな産業やイベントの創出等を支える人材として活躍してもらう 	(1) 民俗芸能の継承、環境教育活動の推進	① 伝統芸能の継承支援、学校教育との連携	伝統芸能・祭礼等の継承支援の継続	協議会 市・町	毎年
			(2) 地域外からの人材受け入れ、活用	① 豊かな自然を活用した関係人口創出、移住促進、担い手育成	自然体験学習等による郷土の自然や文化を学ぶ機会の充実	市・町	随時
					関係人口創出や移住促進に向けた情報発信へのユネスコエコパークの積極的活用	市・町	毎年